

公共建築設備数量積算基準【概要】

■目的・概要

公共建築工事の工事費の適正な積算に資することを目的として、発注者が設定する予定価格のもととなる工事費の積算における、建築設備数量に関する事項を定めたものです。

■主な内容

- ・数量の計測・計算における有効桁の取扱い
- ・数量の計測、計算、区分方法について、以下の内容ごとに詳細を規定
 - ① 共通事項(電気設備、機械設備に共通)
 - ② 電気設備工事(共通工事、電力設備工事、通信・情報設備工事及び改修工事)
 - ③ 機械設備工事(共通工事、空気調和設備工事、給排水衛生設備工事及び改修工事)

■主に使用する時期

- ・設計段階

■適用方法

〈業務委託等を行う際の適用方法〉

- ・設計業務等の適用基準として、業務委託特記仕様書等に特記します。

〈業務実施時の適用方法〉

- ・本基準に基づき、工事費の積算を行います。

■適用に当たっての留意事項【【発】発注者、【積】積算受注者、に対する事項】

- ・本基準を適用する際には、下図に記載の関連基準を併せて参考として下さい。【発】【積】

〈参考：工事費積算基準の体系〉

